

# 平成 30 年度 高志小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校の「高志小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 7 1 号、以下「法」という。）13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定する。

## <いじめの定義>

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より）

## 1 いじめ防止等の基本的な方向

### （1）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体をとおして、すべての児童に「いじめは絶対に許されないこと」また、「いじめられている児童を守り抜くこと」を表明し、その理解を促していく。そのために、日々「未然防止」「早期発見」「即時対応」の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。また、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭への認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

### （2）いじめ防止等に関する取組方針

- ①いじめ防止の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応と柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ④校内研修において、「学校いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

### （3）いじめの防止等の対策に関する組織の設置及び取組

#### ①設置の目的

いじめ防止対策推進法の第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために、「校内いじめ・不登校対策委員会」によるいじめ防止等の対策に関する組織（以下「組織」という。）を設置する。

#### ②構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学年主任、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

#### ③役割内容

ア 当校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いにかかわる情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

#### (4) 地域・保護者との連携

①保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア PTA 総会において、学校基本方針といじめの防止に関する保護者の責務等、具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。（4月）

イ 保護者に学級の具体的な様子を便りや学年懇談会等で定期的に伝える。

ウ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を保護者に公開する。（中学校区 11月）

②情報発信及び、基本方針の周知（学校だより、学年だより、HP等の活用）

③いじめの未然防止にかかわり学校運営協議会、青少年育成会議、振興会等との連携

#### (5) 関係機関との連携

①市教育委員会、警察、市役所こども課、児童相談所、民生児童委員等との連携

②スクールカウンセラーの定期的訪問

③中学校区、保幼小の連携の強化

## 2 いじめ防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

①学級経営の充実

ア 「生活アンケート」やQ-Uアンケート、教育相談などにより児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ わかる、できる授業に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業をめざす。

②道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を防止すると共にいじめを「しない」「許さない」という人間性を培い命を大切にすることを育てる。

イ 6月と11月のいじめ見逃しゼロ強調月間において、各学年で実態に合わせたいじめ防止学習を実施する。

③人権教育、同和教育の充実

ア 全教育課程を通じた人権教育の推進を人権教育、同和教育全体計画のもと実施する。

イ いじめは、「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。

③社会性の育成

ア 全校縦割り活動（なかよし活動）による異学年交流の中で、お互いを認め合い、協力することを通して人と人とのつながりの大切さを学ばせる。

イ 日々の授業をはじめとする学級の活動の中で、他者とかかわる機会や体験を取り入れる。

ウ 他者の痛みや感情を共感的に受け止めることのできる活動を学級づくりの中に取り入れる。(グループエンカウンター、SST、アサーショントレーニング、UDL など)

#### ④情報モラル教育の推進

・インターネットに関するアンケート調査を行い、現状把握に努めるとともに、正しいインターネットの使い方を理解させる。

#### ⑤中一ギャップ解消の取組

ア 中学校説明会等により、小中学校に対する不安を解消させる。

イ 中学校の行事への参加、部活動体験交流会などを通して、良好な人間関係を育成する。

#### ⑥日常的な職員間の連携・情報交換

ア 子どもの変化や問題行動に対する日常的な情報交換を継続する。

イ いじめの疑いに関する情報共有と見取りの連携を充実する。

### (2) いじめの早期発見のための取組 (いじめ対策推進法第 16 条)

#### ①いじめ相談・通報窓口の設置

ア 学級担任・養護教諭を基本的な相談窓口とする。

イ 子どもの悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備する。

#### ②定期的なアンケートの実施と教育相談の充実

毎月「生活アンケート」を実施する。対応が必要な記述があった子どもには速やかに教育相談を行う。また、6・11月のQ-Uアンケートの後、その結果を基に全員に教育相談を実施することによって、本人の思いをくみ取る。さらに、子どもの表情や行動の変化を察知して、随時教育相談を実施する。

#### ③日常の児童の観察

- ・体の擦り傷、あざ、衣服の汚れなどの変化
- ・登校渋り、食欲不振、遅刻、欠席などの状況
- ・自己否定的な言動、感情の起伏の激しさなど、表情や感情の変化
- ・友達との遊びの変化、友達に対する言動の変化

#### ④保護者や地域、関係機関との連携

保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図れるようにする。そのためには保護者からの相談には迅速かつ誠実な対応が必要となる。また、必要に応じて次の諸関係機関と連携して問題解決を図る。市役所子ども課、JAST、子ども発達支援センター、児童相談所など。

### (3) いじめに対する即時対応の取組

#### ①管理職への報告

#### ②市教委への報告

#### ③組織を活用した状況調査

#### ④いじめられている児童の保護

#### ⑤いじめをしている児童への指導

#### ⑥いじめられている児童の保護者への対応

#### ⑦いじめをしている児童の保護者への対応

#### ⑧その他の児童に対する対応

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条）

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ・ 児童が自殺を企図した場合                      ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合              ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

#### (2) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告し、その事案の調査を行う主体等 について指導・助言を受ける。
- ② 学校が調査主体となった場合の対応は次のとおりとする。
  - ア 組織による調査体制を整える。
  - イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を市教委に報告する。
  - オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ③ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応は次のとおりとする。
  - ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ④ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ⑤ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の 2 つの条件が満たされていることを必要とする。
  - ア いじめの係る行為が止んでいること…いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月を過ぎていること。
  - イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと…いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察をする。